

## 第 1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

### 1 第 42 条の 12 の 7《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

#### 【制度の概要】

この制度は、次の(1)及び(2)から構成されている。

#### (1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

##### イ 減価償却資産（情報技術事業適応設備）に係る措置

この措置は、青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）を支出する場合において、その新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。）は、その取得価額（下記ロの措置の対象となる資産と合計して 300 億円が上限。以下イにおいて同じ。）の 30%相当額の特別償却とその取得価額の 3%（一定の場合には、5%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものである（措法 42 の 12 の 7 ①④）。

##### ロ 繰延資産（事業適応繰延資産）に係る措置

この措置は、青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産の額（上記イの措置の対象となる資産と合計して 300 億円が上限。以下ロにおいて同じ。）の 30%相当額の特別償却とその繰延資産の額の 3%（一定の場合には、5%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものである（措法 42 の 12 の 7 ②⑤）。

#### (2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

この制度は、青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者（その認定事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の定めがあるものに限る。）であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。）には、その取得価額（500 億円が上限。以下(2)において同じ。）の

50%相当額の特別償却とその取得価額の5%（一定の場合には、10%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものである（措法42の12の7③⑥）。

なお、連結納税制度においても、同様の規定が定められている（措法68の15の7）。